

職員の勤務労働条件について（事務折衝）

令和7年3月27日（木）

局 側：環境局総務部職員課担当係長

組合側：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

東北環境事業センターの職員1名、及び城北環境事業センターの職員1名について、月間の時間外労働時間が30時間を超える見込みであることから、「時間外労働および休日労働に関する協定書」第6条に基づく延長労働時間に係る特別条項の適用準備を考えているので、よろしくをお願いしたい。

（組合側）

当該職員に関する延長労働時間の特別条項適用準備について、承知した。

年度末の業務繁忙によるものとは理解するが、東北環境事業センターにおいては、1年を通して超過勤務が継続した。管理監督者においては、今年度の経過も踏まえ、改めて、適切な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努めるよう、強く要請しておく。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、今一度求めておく。

（局 側）

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減について、特に東部環境事業センターに対しては、改めて管理監督者に強く要請するとともに、職員の健康状態についても、今後とも十分に配慮していきたい。